

令和3年3月定例総会

令和3年3月5日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

令和2年度第12回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年3月5日(金) 午前10時～10時30分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室

3. 出席委員 (12人)

会長	5番	中山 巖
職務代理	2番	岡崎 直正
	1番	黒原 一寿
	3番	山本 美加
推進委員	1番	岡田 弘重
	2番	池田 克彦
	3番	横山 保幸
	4番	宮上 昌三
	5番	上野 清吉
	6番	弘田 好希
	7番	田邊 昌一
	8番	池 俊伸

4. 欠席委員 (1人)

4番 橘 なぎさ

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について
議案第2号 非農地証明の審議について
議案第3号 その他の件について
①非農地証明の報告
②次回開催日
③その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長兼農林水産課長補佐	岡田 哲治
事務局員	細川 美佐
農林水産課農業係	中嶋 信博

会議の概要

議長
(中山会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、3月定例総会を開催いたします。

この際、本日の遅刻・欠席について、報告をいたします。
本日は橘委員より欠席の連絡を受けております。

それでは、議事に移ります。本日の議題は、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について
議案第2号 非農地証明の審議について
議案第3号 その他の件について

以上の審議をお願いいたします。

なお、本日の議事録署名人として
1番 黒原 委員
2番 岡崎 委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いいたします。

それでは
議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について
審議を行います。3件の申請があがっていますので、1案件ごとに議決ををす
る形で議事を進行してまいります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可①の審議について
担当者より説明を求めます

事務局
(岡田)

すみません、ページの2ページ、3ページ、4ページ、5ページまでが①の審議で
ございますので、ご確認をお願いします。

2ページのところから参ります。譲渡人・譲受人は記載のとおりでございます。
この案件は、贈与によるものでございます。

土地の所在は記載のとおりで、登記地目田、現況畑の、面積が1,989㎡です。
土地の利用状況ですが、田の方が2,756㎡、畑の方が3,895㎡で、今回の申
請地が1,989㎡で、合計が8,640㎡を、耕作するような形となります。

えー、農作業従事日数ですが、年間で220日。機械の保有等については、トラ
クター1台、耕うん機1台、軽トラ1台を保有しており、また、贈与であります。

ページをめくってください。位置図の確認でございしますが、えーと、大岐地区か

ら益野に抜ける、ふるさと林道がございます。その途中から大岐の圃場改良したなかに入っていき、突き当りのところになります。三角のこのような土地となっております。3ページをご覧ください。現況の写真がこのとおりとなっておりますが、現在、使った後、叩いているような状態で、若干こう、まあ草が生えているような状態でこのような状態です。

5ページです。農地法第3条の調査書の確認をしてみたいと思います。

全部効率利用でございますが、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用するものと考えられます。

2番目でございます。農業生産法人以外の法人の部分でございますが、個人であり適用はございません。

次に信託ですが、信託ではないので、これも適用はなし、でございます。

農作業従事日数でございますが、先程説明したとおり、年間220日という部分でございまして、必要な農作業に従事するものと思われるものでございます。

下限面積も先ほど説明しましたが、当市が定める下限面積を超えているため、適用しません。

えー、転賃の禁止ですが、許可申請地に係る農地は、譲渡人の所有農地であり、転賃には当たらないと判断します。

えー、地域との調和でございますが、周囲も耕作されており。今後も農地として、適正に管理することが認められますので、支障は生じないものと考えております。

えー、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長
(中山会長)

はい、ただ今の説明のに関して、担当委員の補足説明があればお願いします。

池田委員

事務局の説明の通りです。特に補足説明はありません。

議長
(中山会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について意見、質疑のある方は挙手をお願いします。

何かありませんか。

議長
(中山会長)

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可①の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

はい、挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可②の審議について
担当者の説明を求めます。

事務局
(岡田)

はい、事務局。こんどは、6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、10ページまでの議案でございます。確認をお願いします。

6ページから進んでまいります。

まず、譲渡人・譲受人は記載のとおりでございます。この件も、贈与によるものでございまして、筆数がかかなり多くて申し訳ございませんが、19筆、合わせて説明してまいります。

えー、今回ですね、申請地は、6,254㎡を、贈与で譲り受けまして、作業日数が年間205日、農機具の保有台数が、トラクター、耕うん機、田植え機、軽トラック、乾燥機1台を持っている方でございます。

7ページ目をご覧ください。

かなり筆数がございまして、非常に見えにくくて申し訳ございませんが、ふるさと林道、益野と大岐を通ってますが、その間にある横道地区の土地となります。赤く、その、ペンを引っぱっておりますが、ここが、その贈与によって、土地をその、渡したいという土地でございます。

かなり広く、旧道の加久見へ向かって行く道沿いに、点在している農地を、譲受人に贈与したいという案件でございます。

8ページ目、9ページ目に現況を載せておりますが、一部そのう、草が生えているところもございしますが、農地として活用したいということも聞いておりますので、写真でも、ご確認をお願い致します。

で、10ページ目の調書、調査書でございますが、全部効率利用につきましては、譲受人の経営農地は全て耕作される。となりますので、所有している農機具、先ほど確認していただいた農機具と、年間従事日数のほうから見ても、有効に利用されるものと見込まれます。

法人ではございませんし、えー、信託でもございません。

農作業従事日数も、先程確認していただきましたが、規定の日数を超えている状況です。

下限面積も、一回にですね、本市が定める下限面積を超える農地の所得となりますので、問題ないと考えます。

えー、転貸の禁止でございます。許可申請地に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらないと判断いたしました。

地域との調和ですが、周囲は水稻や畑作が行われていまして、今後も農地として管理するため、本件の権利所得による、隣地に支障は生じないものと考えております。よろしく願いいたします。

議長

はい、ただ今の説明のに関して、地区担当委員より補足説明がありましたらお願い

(中山会長) いします。

池田委員 特に補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

議長
(中山会長) 以上で、議案についての説明が終わりました。
本件について質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

何かありませんか。

委員 ありません。

議長
(中山会長) ないようですので、これより採決に移ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可②の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

はい、挙手全員。
よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可③の審議について
担当者の説明を求めます。

事務局
(岡田) はい、事務局。
すみません、今度の案件は11ページ、12ページ、13ページ、14ページまで、の、
案件でございます。ご確認のほどよろしくお願いいたします。
11ページから説明してまいります。
申請者、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。えー、譲渡人が遠方に
住んで居るためですね、近隣に、まあ、住まれている方への売買という形での審
議となっております。
土地の所在地は記載のとおりで、地目が、まあ、登記上田、現状田となっております
まして、面積が1,096㎡です。
えー、現在の土地の利用状況でございますが、田の方を1,387㎡、畑の方を3,
420㎡、で、今回の申請地が1,096㎡、と、なっております、合計5,903㎡、の
土地の利用状況となります。
えー、農作業従事日数でございますが、150日を見込んでおります。
えー、農機具の保有状況でございますが、田植え機1台、コンバイン1台、トラク
ター1台、軽トラック1台を保有しております。
えー、次のページをご覧ください。
えー、これ、あのう、現況の図でございますが、「さとうみ」からですね、若干、そ

の、平ノ段の方に上がっていったところになります。

えー、大今、すみません、あの、ハウス等ございまして、たばことか、田んぼとか作っているような地域でございまして。

えー、13ページ目をご覧ください。今の現況でございまして、稲を植えた後の状態のような農地となっております。

で、次の14ページでございまして、調査書でございまして。

えー、全部効率利用でございまして、経営地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業の従事からみても、全部を効率的に利用できるものと、見込まれております。

えー、法人ではございまして、信託案件でもございまして。

えー、農作業従事日数も、先ほど説明いたしました、えー、権利を所得するにたる従事日数と見込まれます。

下限面積もですね、本市の定める下限面積を超えているものでございまして。

転貸の禁止ですが、許可申請地に関しましては、所有地であり転貸にはあたらないという判断をいたしました。

えー、地域との調和でございまして、えー、水稻、畑作が行われておりまして、今後も、管理を適切に行われ、支障はないと判断いたしました。

以上のこと、ご審議をよろしく申し上げます。

議長
(中山会長)

はい、ただ今の説明のに関して、地区担当委員より補足説明がありましたらお願いいたします。

(担当委員欠席)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について質疑、意見のある方は挙手のうえ申し上げます。

事務局、いいですか。

事務局

はい。

議長
(中山会長)

あのう、この、取得したした人は、野菜を作りようけんど、どんなものを作りようがですか。現状は、稲、水稻は作るがやと思うけんど、その、なんか、他に作る予定があるがですか。

事務局
(岡田)

はい、事務局。
お米で作るということです。

議長
(中山会長)

お米、水稻だけ作るがですか。はい。

何か意見ありませんか。

池委員

果樹もあるがやないかね。樹園地。お父さんがポンカン作りよったけど。家の上の方にねえ、まあ、この、畑がそれやろうかね。かもわからんね。

事務局
(岡田)

畑としてあがってきております。

池委員

はい、分かりました。

議長
(中山会長)

いいですかね。他に何かありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可③の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

はい、挙手全員。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第2号 非農地証明の審議①について
担当者の説明を求めます。

事務局
(岡田)

はい、すみません、15ページ、16ページをご覧ください。

申請人、申請地は記載のとおりでございます。登記は畑となっておりますが、現況は16ページで確認していただきたいんですが、もう、雑木林というか、木が生えたような状態で、農地としては、なかなか、難しいんじゃないかという部分でございます。

面積がですね、これも、あまり大きくありませんが、231㎡となっております、40年ほど前から耕作を放棄したため、現在は山林となっている状態。

これも橋委員ですので、何かあったら事務局が対応します。

以上です。ご判断のほど、よろしく申し上げます。

議長
(中山会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について質疑、意見のある方は挙手のうえ申し上げます。

事務局
(岡田)

すみません。位置図、説明してませんでしたね。15ページご覧ください。

あのう、竜串地区から千尋岬に上がる山道がありますが、その間のところになります。もう、かなり昔から、農地があったと思われませんが、今はもう、耕作されている農地はほとんどございません。以上です。

議長
(中山会長)

はい。
だれか…。

横山委員

市内各地に、こんなところが沢山もう、存在しちゃうと思うがよ、今、現在耕作されちゃうところでさえ、もう、手いっぱい、もう、耕作放棄が近づきようなかで、こんなところが、新たに農地として復活する、とかいうことは考えぬくいけん、もう農地から外したらどうでしょうかね。

議長
(中山会長)

はい。
その他、ありませんか。

その他ないですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 非農地証明の審議①について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

はい、挙手全員。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第2号 非農地証明の審議②について

担当者の説明を求めます。

事務局
(岡田)

はい、事務局。すみません、17ページ、18ページをご覧ください。

17ページから説明させていただきます。申請人と場所については記載のとおりでございます、登記地目が畑となっております。面積が1,441㎡でございますが、平成元年頃までは、まあ、地元で耕作を行うものが居ったがですけど、耕作放棄をしてしまって、現状に至るということを聞いております。

位置図でございますが、旧道の養老から松崎に抜ける道のところに、今現在は旧養老小学校であんきな家、の横の土地となっております。

18ページをご覧ください。

現況でございますが、先程と同じように、もう、雑木も生えてですね、なかなか、畑とはもう、ならない状態の申請でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長
(中山会長)

はい、ただ今の説明のに関して、地区担当委員より補足説明がありましたらお願いいたします。

事務局
(岡田) すみません。事務局ちょっと担当委員との調整がつきませんで、事務局の現況確認のみです。一緒に行けてないです。

議長
(中山会長) 以上で、議案についての説明が終わりました。
本件について質疑、意見のある方は挙手のうえお願いします。

委員
ありません。

議長
(中山会長) ないようですので、これより採決に移ります。
議案第2号 非農地証明の審議②について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

はい、挙手全員であります。
よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。
議案第3号 その他の件について
非農地証明の報告2件について 担当者の説明を求めます。

事務局
(岡田) はい、19ページ、20ページ、21ページで、説明してまいりたいと思います。
非農地証明の報告でございますが、えー、平成2年より実施している、土佐清水市、第三土地区画整備事業に伴う、換地の部分でございますが、えー、手続きが終了しましたので、今回は報告という形で説明させていただきます。
20ページをご覧ください。
えー、公民館の前、若干、窓側から見えますが、宅地が変わった部分で、ございます。ここを非農地としておりますので、ご報告の案件が1件でございます。
で、2枚目をご覧ください。
これも、あのう、もう宅地が変わった部分で、換地処分が終わっておりますので、その部分の写真を掲載しております。
えー、以上が報告でございます。

議長
(中山会長) ②の次回開催日について
次回の定例総会は、令和3年4月6日火曜日 午前10時から行います。
会場は、土佐清水市役所 第一会議室にて行います。

③その他について

事務局
(岡田) はい、事務局。
人・農地プランの説明をしますので、あのう、よろしく申し上げます。

担当
(中嶋)

はい、農業係の中嶋です。私からは、人・農地プランについての報告をさせていただきます。

令和3年2月16日からですね、実施しております、人・農地プランに係る地区との協議に農業委員、推進委員の皆様、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。皆様のご協力もありですね、地区での協議を円滑に実施することが出来ました。この場をおかりして、改めてお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、報告に移ります。えー、配布してある、別添の資料をご覧ください。

まず、初めに地区での協議についての詳細、出席者等の詳細にはなりますけど、こちらに関しましては、時間の都合上ですね、読み上げていくと、ちょっと時間が掛かりますので、ちょっと割愛させていただきます。各自でご覧、ご確認いただければと思います。えー、なおですね、2月の26日実施予定の、三崎地区の協議のみですね、ちょっと、あの、自分の連絡ミスもありまして、3月5日の方に延期をさせていただきましたので、えー、三崎地区を除いた11地区で、協議を実施。人・農地プランの取り組みをさせていただきましたので、ご報告をいたします。

2番、全体の総括に入ります。

全体の総括といたしまして、アンケートでは拾いきれてない課題・意見等についての話し合いを行い、地区ごとの細かな課題や、問題点についての洗い出しを行い、人・農地プランの作成を行いました。

えー、各地区の現状といたしまして、農業者の高齢化が進んでおり、後継者がいない。有害鳥獣の被害が大きい。耕作放棄地が増加している。えー、水路や農道といったような、農業施設の老朽化が進んでいる。といった問題や課題が多く、地区によっては、今は担い手がいるが、高齢化も進んでおり、今後に不安がある。といった意見や、不整形・狭小な農地が多く、圃場整備が必要である、といった意見が多くありました。

今後の取り組みの方針といたしまして、補助金や交付金等を活用し、鳥獣被害の対策や、農業用施設の保守を行い、耕作放棄地を発生させないようにしていく。また、若い担い手の受け入れに向けて、まっ、協議・取組を行っていくというものになっておりました。

各地区の協議の際にですね、圃場の整備に関して、その、未相続の農地が多く、基盤整備事業を実施したいが、実施が難しい。といった声や、若い担い手の受け入れに関しては必要であるとは思っているが、地区との、その、作物であったりとか、周りの農業者との兼ね合いもあるため、無条件での受け入れは、ちょっと難しい。といった声。

水稻の共同防除に関して、今後不安がある。といった声や、農業用施設の保守等ですね、共同活動の一環として、草刈りや水路の泥上げといったですね、出役に参加していただいている、そういった参加者に関して、まっ、高齢化が進んでいて、またですね、年々参加者も減っており、今後は地区内の人だけでですね、そういった、共同活動の実施が難しくなるのではないかと、不安がある。といった

声が多々あがっておりました。

地区の協議に関しては、以上になりまして、今後の流れについて、ご報告をさせていただきます。次の、1枚めぐりまして、4番、今後についてをご覧ください。

まず、今年度の動きに関してになりますけども、えー、本日ですね、最終、三崎地区での協議を実施予定となっております、協議後はですね、他地区と同様のように、人・農地プランについてまとめた資料を、地区の方で回覧等、周知を行っていただく予定となっております。

えー、今年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点からですね、大勢で集まったの協議ができませんでしたので、他地区も含めですね、あの、協議で拾いきれていない意見等をですね、資料を回覧等をしていただくことで、また、意見等をですね、吸い上げて、今後の人・農地プランにですね、必要があれば、それに応じて反映させていく予定となっております。

今月25日はですね、人・農地プランの検討委員会を開催予定となっております、委員会での証人をもって、一応、人・農地プランの完成となります。

その後はですね、市のホームページにて、12地区分の人・農地プランを公表する予定となっております。

で、市のホームページでの公表をもって、一応、12地区分に関しては、人・農地プランの実質化が完了となっております。

今年度に関しては、一応、以上となります。

来年度以降になりますけども、今年度実施しました、12地区以外の地区に関してですね、まっ、実質化に向けて、また、アンケートからですね実施をしようと思っております、大岐地区や久百々地区、上野地区等ですね、何地区かやっていく予定となっております、また、細かいところに関してはですね、まだ、ちょっと課内の方で協議中という形となっております。

えー、またですね、あの、実際今年作った、人・農地プランについてですね、まあ今後、そのう、新規就農者が出てきた時やですね、地区外から移住者が来て、新たなですね、人・農地プランの中心経営体としてですね、記載をしたいといった時や、また、記載している内容に、ちょっと変更が生じた場合にはですね、今年度同様にですね、地区で協議を行ってですね、人・農地プランの改正をして、また検討委員会にはかって、人・農地プランを今後も更新して行く、という流れを取る予定となっております。以上が来年度以降の動きについてです。

人・農地プランについての報告は以上となります。

議長
(中山会長)

今の事務局の説明で、何か聞いてみたいことありましたら、お願いします。
ないですか。

中嶋君ありがとうございました。

その他、定例総会で議論することはありませんか？
ないようでしたら、これで、3月定例総会を閉会します。